

令和3年6月14日

習志野キャンパス 学生・教職員 各位

薬学部長
理学部長
健康科学部長
習志野学事部長
健康推進センター長

新型コロナウイルスワクチン接種後の発熱時の対応について

新型コロナウイルスワクチン接種後に発熱が認められた場合の対応については以下の通りとします。

記

- 新型コロナワクチン接種当日あるいは翌日に 37.5 度以上の発熱が認められ、咽頭痛・咳嗽・呼吸困難・味覚障害・嗅覚障害・下痢といった症状を伴わない場合には、「37.5 度以上の発熱時は解熱後 3 日を経過するまで自宅待機」というルールを適用しない。
- つまり、新型コロナワクチン接種後の副反応による発熱の場合は「解熱後 3 日を経過するまでの自宅待機」は不要であり、大学としては学校保健安全法に基づく出席停止は命じない。
- 新型コロナウイルスワクチン接種後に発熱等の副反応が認められた場合、大学への登校・出勤については本人の判断によるものとするが、学事課（教務）へ事前に連絡し、自主的に登校を見合わせたときの授業については、不利のないように対応することとする。

以上

<新型コロナウイルスワクチン接種後の発熱時の対応フローチャート>

